おいしく食べきろうロゴマーク使用要領

(目 的)

第1条 この要領は、食品ロス削減に向けた機運の醸成を図るため、大阪府内での啓発活動に活用する、おいしく食べきろうロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 ロゴマークとは、別紙1に掲げるものとする。

(使用に関する権利)

- 第3条 ロゴマークの使用に関する一切の権利は大阪府に帰属する。
- 2 ロゴマークの使用について、使用期限は設けない。

(使用目的)

第4条 ロゴマークは、食品ロス削減に向けた機運の醸成を図る目的で使用するものとする。

(使用者)

- 第5条 ロゴマークは、前条の目的を達成するため、次の各号に該当するもの(以下「使用者」という。)に限り、使用できるものとする。
 - 一 大阪府内市町村。ただし、使用できるロゴマークは別紙1に掲げる共通及び市町村用のみと する。
 - 二 おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度実施要領(以下「実施要領」という。)第3条第3 項でパートナーシップ事業者(以下「パートナー」という。)に決定されたもの。ただし、使用できるロゴマークは別紙1に掲げる共通及びパートナー用のみとする。

(事前届出)

- 第6条 使用者は、ロゴマークの使用に当たり、おいしく食べきろうロゴマーク使用届出書(様式第 1号)により、事前に届出をしなければならない。
- 2 使用者は、別紙1に掲げる展開形1~3(市町村用、パートナー用)のロゴマークを使用する場合は、前項の届出の際に、使用デザイン案を添付するものとする。

(使用上の留意事項)

第7条 使用者は、ロゴマークの使用に当たり、本要領及びおいしく食べきろうロゴマークデザイン ガイドライン(別紙2)を遵守するものとする。

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(調査及び報告)

第9条 大阪府は、使用者に対して、ロゴマークの使用状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(使用中止)

第10条 パートナーは、実施要領に基づきパートナーシップが解消になった場合、ロゴマークを使用してはならない。

(補 則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は大阪府が定める。

附 則

この要領は、平成31年3月13日から施行する。